

長安ロダム貯水池機能保全技術会議

(設立趣旨)

長安ロダムは、那賀川水系那賀川の中流部に徳島県により洪水調節、発電、既得用水の安定化及び河川環境の保全等を目的として昭和31年に建設された多目的ダムである。

長安ロダムの上流域では、急峻な地形、脆弱な地質とあいまって多雨地帯であるため土砂生産が活発であり、特に昭和51年及び平成16年をはじめとした土砂災害を伴う洪水によって、大量の土砂が長安ロダムへ流入し、ダムの堆砂進行が有効貯水容量の適正な確保に関する大きな課題となっている。

そこで、平成19年度に徳島県より直轄移管し、治水・利水・環境面の機能改善を行う長安ロダム改造事業（以下、「本事業」という）に着手し、本事業の目的の一つである堆砂対策として、堆砂の掘削除去および堆砂除去土砂の下流河川還元を実施しているところであるが、坂州木頭川を中心とした大量の土砂生産に対し、貯水池上流中心の掘削除去かつ公道を通行したダンプ運搬では、現場条件による制約から、長安ロダムの安定的な貯水池機能の保全対策としては課題を有している。

一方で、全国的にも貯水池機能の保全対策の必要性が認識されており、技術的な対応方法や大規模な対策の実現に課題があるものの、さまざまなダムにおいて貯水池の特性に応じた対策事例が蓄積されつつある。

このような背景から、長安ロダムにおける貯水池機能保全対策に関わる自然条件、施設条件、地域的な制約条件などを踏まえた対策の方法、必要な施設に関する内容、および保全対策を実施することによる下流河川への影響について、技術的見知から分析することを目的とし、那賀川において十分な経験を有する学識者と専門家から構成する「長安ロダム貯水池機能保全技術会議」を設置するものである。

「長安ロダム貯水池機能保全技術会議」規約

(名 称)

第1条 本会は、「長安ロダム貯水池機能保全技術会議」（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、長安ロダムにおける貯水池機能の保全対策の実施内容及び保全対策を実施することによる下流河川還元の影響について、技術的な見知から分析することを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、別紙に掲げる委員により構成し、四国地方整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は原則として1年とする。なお、任期満了が年度途中となる場合は、前年度の3月31日をもって任期満了とする。

(任 務)

第4条 委員会は、次の事項に関する指導・助言を行う。

- ① 長安ロダムにおける貯水池機能の保全対策の実施内容に関する事項
- ② 長安ロダムにおける貯水池機能の保全対策を実施することによる下流河川還元への影響に関する事項
- ③ その他、長安ロダムにおける貯水池機能の保全対策における留意すべき事項

(委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長を置くものとする。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長の発議により開催する。

2. 委員長は、委員会の会務を掌握する。
3. 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、四国地方整備局河川部河川計画課内に置く。

(オブザーバー)

第8条 委員長は、必要と認めたものをオブザーバーとして出席させることができるものとする。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

(付 則)

1. この規約は、平成27年11月11日より施行する。

別紙

長安口ダム貯水池機能保全技術会議 委員

	氏 名	役 職
委 員	長田 健吾	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科建設コース 准教授
	萱場 祐一	国立研究開発法人 土木研究所 水環境研究グループ 河川生態チーム 上席研究員 自然共生研究センター長
	河口 洋一	徳島大学大学院 ソシオテクノサイエンス研究部 准教授
	櫻井 寿之	国立研究開発法人 土木研究所 水工研究グループ 水理チーム 主任研究員
	服部 敦	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室 室長
	松田 春菜	四国大学 学修支援センター 助教 徳島大学大学院 ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部 特別研究員
	武藤 裕則 【委員長】	徳島大学大学院 ソシオテクノサイエンス研究部 教授
	湯城 豊勝	阿南工業高等専門学校 名誉教授

五十音順 敬称略